

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3第11項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき埋立処分終了の届出を行った那覇市一般廃棄物最終処分場の一部における多目的広場(以下「多目的広場」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき使用を許可する際の使用料その他管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 多目的広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ちゅらティーンズスポーツ広場	南風原町字大名25番地

(多目的広場の構成)

第3条 多目的広場は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 広場
- (2) 駐車場
- (3) その他附帯施設

(使用の許可)

第4条 多目的広場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、多目的広場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第5条 前条第1項前段の許可を受けた者(以下「使用者」という。)及び当該許可により多目的広場を使用する者は、多目的広場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 金属製スパイクを使用すること。
- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 多目的広場をその許可を受けた用途以外に使用すること。
- (5) その他多目的広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) その他多目的広場の管理上特に必要と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対しその許可を取り消し、若しくは変更し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 台風その他の災害により多目的広場の使用に支障があると認められるとき。
- (5) その他多目的広場の管理上特に必要と認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表により算定した額の使用料を市長が定める日までに支払わなければならない。

2 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に使用する場合
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち市内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校が教育目的で使用する場合又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する市内の児童福祉施設が児童福祉活動の目的で使用する場合
- (3) 本市が共催する行事に使用する場合
- (4) 市内の公共的団体のうち市長が認めるものが本来の活動目的で使用する場合
- (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更正相談所の長又は精神科医により知的障害者と認定された者をいう。)が入所し、又は通所している市内の福祉施設等の団体が障害者福祉活動の目的で使用する場合
- (6) 市内の老人会その他の団体のうち、その構成員の半数以上が65歳以上であるものが使用する場合
- (7) その他市長が特に必要と認める場合

(損害賠償)

第10条 使用者は、多目的広場を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(届出)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 多目的広場を損傷し、汚損し、又は滅失したとき。
- (2) 多目的広場を原状に復したとき。

- (3) 多目的広場の使用を取りやめるとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第12条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 [この条例](#)は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 [第4条第1項前段](#)の規定による使用許可の申請に関する手続その他[この条例](#)の施行に必要な準備行為は、[この条例](#)の施行前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

	区分	
	高校生以下	大学生・一般
1時間当たりの使用料	500円	1,000円

備考 高校生以下の区分は、使用する団体の構成員の半数以上が高校生以下の場合に適用する。